

令和 7 年度 第 5 回丹波市農業委員会

定例総会議事録

令和 7 年 8 月 2 5 日

## 令和7年度 第5回定例総会議事録

1. 日 時 令和7年8月25日 午後1時30分

2. 場 所 丹波市役所春日庁舎4階 大会議室

3. 出席者

○農業委員 (22名)

|        |            |           |           |
|--------|------------|-----------|-----------|
| (柏原地域) | 1番 亀井 昌一   | 2番 堀 巧    |           |
| (氷上地域) | 3番 池田 将徳   | 4番 荻野 恭敏  | 5番 兼古 善明  |
|        | 6番 平松 稔久   | 7番 福井 脩   | 8番 山本 浩子  |
| (青垣地域) | 9番 足立 篤夫   | 10番 足立 年一 | 11番 荻野 一喜 |
| (春日地域) | 12番 荻野 隆太郎 | 13番 小橋 季敏 | 15番 婦木 克則 |
|        | 16番 細見 滋樹  |           |           |
| (山南地域) | 17番 岸本 好量  | 18番 田中 幸治 | 19番 野垣 克己 |
|        | 20番 和田 憲治  |           |           |
| (市島地域) | 22番 荻野 広   | 23番 橋本 慶子 | 24番 米田 豊  |

○欠席委員 (2名)

14番 新才 泰則 21番 荒木 嘉信

○事務局 (3名)

4. 議事

議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請承認について  
議案第 2 号 農地法第5条の規定による許可申請承認について  
議案第 3 号 非農地証明願承認について  
議案第 4 号 農地転用許可条件の変更申請承認について (第5条)  
議案第 5 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について  
議案第 6 号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について (別冊)  
報告第 1 号 農地の一時転用届について  
報告第 2 号 農地の形状変更届について  
報告第 3 号 農地法施行規則該当転用届について  
報告第 4 号 農業経営改善計画の認定について (別冊)

5. 閉会

## 1. 開会

- 議長 定刻より少し早いですが、皆さんお集まりですので、会議を始めたいと思います。  
ただいまより、令和7年度丹波市農業委員会第5回定例総会を開会いたします。  
初めに、岸本会長から御挨拶をお願いいたします。

## 2. 会長あいさつ

- 岸本好量会長（会長あいさつ）

- 議長 ありがとうございました。

事務局から、会議の開催について、報告をお願いします。

- 事務局 失礼いたします。事務局でございます。

本日の定例総会の出席人数でございます。在任委員24名中、議席番号14番の秀才委員、議席番号21番の荒木委員から欠席の届出がされ、議席番号20番の和田委員から遅れるとの連絡が来ております。

現時点での出席委員は21名となっております。

農業委員会等に関する法律第27条の規定を満たしておりますので、総会が開催できますことを御報告いたします。

続きまして、議案書の訂正をお願いいたします。

1点、取下げがございました。議案書38ページを御覧ください。

議案第2号の農地法第5条の農地等の所有権移転許可申請承認についての番号2番と番号3番、同一の譲受人につきまして、申請取下げとなりましたので、議案書から削除をお願いいたします。

以上でございます。

## 3. 議事録署名委員の指名

- 議長 ありがとうございます。

それでは、日程3番、議事録署名委員の指名については、丹波市農業委員会総会会議規則第20条の規定により、「議長が指名する」とありますので、指名させていただきます。

本日は、議席番号16番の細見委員、議席番号18番の田中委員、両委員よろしくお願いいたします。

なお、本総会の議事録は後日作成しますので、署名押印をお願いいたします。

## 4. 議事

- ～ 議案第1号 番号1番～番号32番 ～
- ～ 議案第3号 番号4番 ～
- ～ 報告第3号 番号1番、番号2番、番号4番 ～

- 議長 日程4番、議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。  
事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号1番は、農地を売買により取得し農業経営を開始したいというもので、図面は8ページに示しています。

譲受人は、図面に示しています拠点の住宅に移住の予定であり、利用計画は白菜、たまねぎ、キャベツ等の自家用野菜です。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可すべきものと決定いたします。

次に氷上地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号2番～番号8番、報告第3号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号2番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号2番は、農地を売買により取得し農業経営を開始したいというもので、図面は9ページ、10ページに示しています。

作物は、水稻と野菜を栽培することです。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

報告第3号の番号1番は、経過書が添付されておりますので、内容を掻い摘んで報告します。

農業用倉庫が、昭和60年頃に現所有者の祖父が建てられたものです。という内容の経過書が、現所有者の叔母さんから提出されております。また、引き続き農業用倉庫として利用する旨を、譲受人に確認しております。

以上です。

○委員 番号3番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号3番は、農地を売買により取得し経営規模を拡大したいというもので、図面は11ページに示しています。

栽培計画として、形状変更後、来年からゴマを栽培することになっています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号4番、番号5番、番号6番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号4番は、農地を売買により取得し経営規模を拡大したいというもので、図面は12ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

なお、水稻の計画をされています。

番号5番は、農地を売買により取得し経営を開始したいというもので、図面は13ページに示しています。

なお、耕作面積のほう不確かですけど、農機具等は所有しておらず、作業委託をされるということです。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

番号6番は、農地を売買により取得し経営規模を拡大したいというもので、図面は14ページに示しています。

作物は、野菜を栽培するということです。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号7番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号7番は、農地を売買により取得し農業経営を開始したいというもので、図面は15、16、17ページに示しております。

取得した農地では、水稻・野菜・果樹を栽培する予定です。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

なお、譲受人は外国籍ですが、農地を取得する要件を満たしており、本人、妻、父の3人で耕作を予定されております。

○委員 番号8番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号8番は、農地を贈与によって承継したいというもので、図面は18ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号2番並びに報告第3号の番号1番につきまして、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可すべきものと決定いたします。

並びに、報告第3号の番号1番について御承知おきください。

続きまして、番号3番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 譲り受ける方。この周辺に農地を持っておられるんですけども、2つの農地への進入路がないんですけど。

○委員 周辺の農地は全て譲受人が所有されている農地になりまして、その農地から進入することができます。

ただ、図面には載っていないのですが、里道が全てありまして、進入することができる形になっております。

○委員 ありがとうございます。

○議長 よろしいですか。

ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、許可すべきものと決定いたします。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、許可すべきものと決定いたします。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、許可すべきものと決定いたします。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、番号7番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 ひとつだけお聞きしたいんですけど、この方の拠点というのは15ページに示してあるところですか。

○委員 そうですね。個人の家も一緒に買われておりました。

○委員 分かりました。ありがとうございました。

○委員 拠点のところが農業用倉庫になっています。

○委員 はい、ありがとうございます。

○議長 よろしいですか。

ほかに、番号7番について、ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、許可すべきものと決定いたします。

番号8番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号8番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号8番は、許可すべきものと決定いたします。

続きまして、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号9番～番号13番、議案第3号、番号4番、報告第3号、番号2番  
朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

まず、番号9番につきましては、議案第3号の番号4番と併議並びに、関連の報告第3号の番号2番がございます。それから番号12番、番号13番につきましては、同一の申請のため併議という形で取扱いさせていただきます。

それでは、青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号9番と、議案第3号の番号4番、報告第3号の番号2番は関連がありますので、一括して議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号9番は、農地とその農地に隣接する住宅を売買により取得し農業経営を開始したいというもので、図面は19ページに示しています。

水稻と野菜の栽培を計画しており、耕運機と草刈機を確保しています。

水稻栽培について、大きな農機具による作業は、地元の担い手に委託する予定です。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

なお、申請農地のうちの一筆に譲渡人の父が昭和56年頃に設置した農業用倉庫があります。譲受人が引き続き農業用倉庫として利用する旨の経過書を添付しています。

報告第3号の番号2番においては、2アール未満の届出がなされております。

次に、議案第3号の番号4番は、地目変更のための非農地証明願です。

8月14日に確認したところ、現地は住宅となっており農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和55年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、

平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号10番を、議席番号○番の○○が説明をいたします。

番号10番は、農地を売買により取得し経営規模を拡大したいというもので、図面は20ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

なお、利用計画はサツマイモでございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、番号11番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号11番は、農地を売買により取得し経営規模を拡大したいというもので、図面は21ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

なお、利用計画は、果樹、栗を栽培されると聞いております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号12番、番号13番は譲受人が同一でございますので、併せて議席番号○番の○○が説明いたします。

番号12番、番号13番は農地を売買により取得し経営規模を拡大したいというもので、図面は22ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認いたしております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

なお、22ページの地図に拠点とあります。前々回でしたか、譲受人の耕作面積がございますが、これを取得されると同時に、拠点を確保されておるということでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号9番、並びに議案第3号の番号4番、並びに報告第3号の番号2番につきまして、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

議案第1号の番号9番につきましては、許可をすることによろしいかということ。議案第3号の番号4番につきましては、証明書を発行することとしてよろしいかという内容となります。

以上の内容で、採決をとります。

まず、番号9番につきましては許可すること、議案第3号の番号4番については証明書を交付することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号9番は、許可すべきもの、また議案第3号の番号4番に

つきましては証明書を交付することといたします。

並びに報告第3号の番号2番は御承知おきください。

番号10番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号10番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号10番は、許可すべきものと決定いたします。

番号11番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号11番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号11番は、許可すべきものと決定いたします。

番号12番、番号13番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号12番、番号13番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号12番、番号13番は、許可すべきものと決定いたします。

議席番号20番の和田委員は、ここから出席となります。

続きまして、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号14番～番号23番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告ですが、番号14番、番号15番は、同一申請のため併議という形で取扱いをさせていただきます。

それでは、春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号14番から番号23番までを、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号14番、番号15番は、農地を売買によって取得し農業経営を拡大したいというものでございますが、図面は23ページに示しております。

申請地は、以前から果樹を栽培しており、数年前から手付かずの状態になっております。今回それを譲受人が売買により取得して、そのまま果樹栽培をやりたいということで、地元自治会とも協議して今回の申請となりました。

譲受人は、現在市外において、農地を借り受け営農されております。今回の申請地を管理するに当たり、隣接する農地、図面に拠点と書いておりますけれども、農地を借り受け営農されてます。今回の申請地を管理するに当たり隣接する農地、作業小屋となっており、そこが拠点となります。

また、譲受人は外国籍であります、農地を取得する要件を有されておられます。

地元自治会等や地元土地改良区の同意もされており、問題ないことを確認しております。

春日地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号16番は、農地を売買によって取得して、経営規模を拡大したいというものでございますが、図面は同じく23ページに示しております。

申請地は以前から譲受人が耕作しており、現在も水稻の作付が行われております。

春日地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号17番につきましては、農地を贈与によって取得して経営規模を拡大したいというものでございます。図面は24ページに示しております。

図面の右上にある農地で、農業される方は、右に畑を持っておられて、その横に家がございます。字が小さくて見えませんが、ここが譲り受ける方の拠点です。また、右側の空いている農地もこの方の農地で、引き続き贈与で取得されるということでございます。ここは、前から管理をされており野菜を作るという事でございます。

春日地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号18番は、農地を贈与によって取得して経営規模を拡大したいというものでございます。図面は25ページに示しております。

水稻をする予定でございます。

譲受人は高齢ですが、図面の真ん中に家がございまして、親族と一緒に住まわれており、今後の営農には問題ないと思われま。

春日地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号19番も、農地を贈与によって取得して経営規模を拡大したいということでございます。図面も25ページに示しております。

図面の左上ですが、この方の家はすぐ隣接しております。申請地は現在も譲受人が管理しており、野菜を今後も作りたいということでございます。

春日地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号20番は、農地を売買によって経営規模を拡大するというものでございます。

この方は、学生となっておりますが、農の学校の生徒でございます。

図面は25ページを見てください。図面左下の農地で、拠点も買われるという契約をされておられます。今は学生ですのでアパート暮らしですけども、売買が成立しましたら、移り住んで横の農地を取得し、野菜を作っていきたいということでございます。徐々に農機具を揃えていくということを聞いております。

春日地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号21番は、売買によって取得して経営規模を拡大したいというものでございます。図面は26ページに示しております。

栽培計画は果樹を計画されています。

この方、現在はこちらにお住まいではございませんが、この地域の出身者で、家は図面の右の拠点で、すぐ近くに農業用倉庫も持っておられます。将来帰ってきて農地を経営したいということでございます。

春日地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号22番は、新規に農地を取得して農業を始めたいということでございます。図面は27ページに示しております。

野菜を作付けしたいということです。図面の下に拠点がございしますが、ここの住宅を買われて、ここに住みたいということで、ここの農地も買って農業を始めたいということです。

小さな畑でございますので管理は十分できると考えます。それから管理機等を揃えていくことを聞いております。

春日地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号23番は、新規で農地を取得して、農業を開始したいということでございます。28ページに図面を示しております。

この方は、既に農機具等持っておられます。この場所につきましては、水稻栽培をしたいということです。

拠点は、すぐ近くでございます。隣接する自治会に農業用倉庫を構えておられて、そこからこの農地で農業をやっていくということを聞いております。今後も農地を取得して、農業経営を拡大したいという事を聞いております。今回初めてという事で農地を取得されたということでございます。

春日地域委員会としては、農地法第3条第2項各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号１４番、番号１５番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 この方、市外の方やね。買われる方。拠点と書いてある一部に四角いものがあるんやけど、倉庫か何かですか。

○委員 ２３ページの。

○委員 拠点と書いてある。

○委員 農業用倉庫もありますので、ここに道具を置かれて、申しあげましたように前からサクランボを作っておられますので、それを引き続き、この農業用倉庫に道具を置きながら、また果樹園としてやっていくということでございます。

○委員 分かりました。

○議長 よろしいですか。

ほかに番号１４番、番号１５番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１４番、１５番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１４番、１５番は、許可すべきものと決定いたします。

番号１６番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１６番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１６番は、許可すべきものと決定いたします。

番号１７番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１７番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１７番は、許可すべきものと決定いたします。

番号１８番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１８番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１８番は、許可すべきものと決定いたします。

番号１９番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１９番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号１９番は、許可すべきものと決定いたします。

番号２０番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号２０番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号２０番は、許可すべきものと決定いたします。

番号２１番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号２１番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号２１番は、許可すべきものと決定いたします。

番号２２番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号２２番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号２２番は、許可すべきものと決定いたします。

番号２３番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号２３番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号２３番は、許可すべきものと決定いたします。

続きまして、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第１号、番号２４番～番号２６番、報告第３号、番号４番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号２４番、番号２５番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号２４番は、農地を売買により取得し経営規模を拡大したいというもので、図面は２９ページに示しております。利用計画は、水稻です。

地域委員会としましては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、番号２５番は、農地を売買によりまして取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は３０ページに示しております。

譲受人は、隣接する住居を同時に購入し、こちらに移住され、ここを拠点に農業を開始する

というものです。

水稻と一般野菜を栽培される予定です。

トラクターと田植機、コンバイン等の農機具は、リースをされる予定でございます。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号26番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号26番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は31ページに示しております。

この農地には、2アール未満の届が出ております。2アール未満の届出書ですが経過書が添付されておりまして、内容につきましては、譲渡人が未届で農業用倉庫を建て、譲受人が引き続き農業用倉庫として利用する内容のものでございます。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号24番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号24番について、許可することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号24番は、許可すべきものと決定いたします。

番号25番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号25番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号25番は、許可すべきものと決定いたします。

続きまして、番号26番、並びに報告第3号の番号4番につきまして、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号26番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号26番は、許可すべきものと決定いたします。

並びに報告第3号の番号4番について、御承知おきください。

続きまして、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号27番～番号32番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号２７番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号２７番は、農地を売買により取得し農業経営を開始したいというもので、水稻と果樹を栽培すると聞いております。図面は３２、３３、３４ページに示しています。

図面３２ページの拠点の家を購入して、農業をされると聞いています。

それから、トラクター、軽トラック、田植機、コンバインを取得されたと聞いております。

地域委員会としましては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 譲受人は同一のため番号２８番と番号２９番を併せて、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号２８番は、農地を売買によって取得し農業を開始したいというものです。

利用計画は、水稻と野菜の栽培を予定しております。トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、籾摺機を手に入れております。

番号２９番も、農地を売買によって取得し、農業を開始したいというものです。

利用計画は、水稻と野菜を計画しております。

農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、番号３０番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号３０番は、農地を売買によって取得し、農業を開始したいというものです。

利用計画は果樹で、ライムの栽培を予定しております。

譲受人は、拠点となる家の方と同居をしており、刈払い機、トラクターをリースで確保しております。

図面は３５ページに示しております。

農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

引き続きまして、番号３１番も、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号３１番は、農地を売買により取得し農業を開始したいというものです。

利用計画は、野菜と果樹の栽培を予定しております。管理機、草刈り機を所有しております。

地図は３５ページに示しております。

農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号３２番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号３２番は、農地を売買により取得し農業経営を開始したいというもので、図面は３６ページでございます。

そこにある拠点を同時に購入されて、農地取得後は野菜類を作付される予定でございます。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しておりまして、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号27番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号27番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号27番は、許可すべきものと決定いたします。

番号28番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号28番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号28番は、許可すべきものと決定いたします。

番号29番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号29番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号29番は、許可すべきものと決定いたします。

番号30番について、質問、意見等はございませんか。

はい、〇〇委員。

○委員 確認ですけど、この方の拠点は、この場所ですか。一応確認ですけど。

○委員 はい。拠点に、以前より居住されておられます。で、この度農地を取得して、ライムを作りたいということでございます。

○委員 分かりました。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号30番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号30番は、許可すべきものと決定いたします。

番号31番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号31番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号31番は、許可すべきものと決定いたします。

番号32番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号32番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号32番は、許可すべきものと決定いたします。

～ 議案第2号 所有権 番号1番、番号4番～番号7番 ～

～ 議案第2号 使用貸借権設定 番号1番 ～

～ 議案第4号 番号1番～番号2番 ～

○議長 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、番号1番、議案第4号、番号1番、番号2番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。今、事務局からありましたように、番号1番は議案第4号の転用許可条件の変更申請承認も、併せて審議をさせていただきますので、御承知おきください。

それでは、柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番、並びに議案第4号の番号1番と2番は、関連がありますので、一括して議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番については、計画面積を拡大するために、新たに農地を取得して建売分譲住宅及び露天駐車場として利用されます。

それに伴う議案第4号の番号1番と番号2番ですが、以前に許可を受けた土地と、今回新たに取得し転用しようとする土地は一体であるために、現状の拡大に伴う許可条件の変更承認申請をされています。内容は、5区画を6区画に変更されるというものです。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等に該当するため、第2種農地に判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番、並びに議案第4号の番号1番と番号2番につきまして、質問、意見等はございませんか。

○委員 よろしいですか。

○議長 どうぞ。

○委員 参考にお聞きしたいんですけども、この4月から盛土規制法ができましたよね。この追加分は、それに該当するような土地かなと思いますが、そのほかに他法令の状況について、一応、参考にお伺いしたいです。

○議長 地域委員会より相応の説明があったのですが、事務局で再度進め方について説明をさせていただきます。事務局。

○事務局 失礼いたします。事務局でございます。

番号1番、それから議案第4号の番号1番、番号2番でございます。

他法令の関係でございますけども、盛土規制法の宅地造成等工事区域でございますので、その適用を受けるということで手続きが進められております。

その他、県民局の環境課で手続きをする特定事業、それから緑条例、他法令ではこの3つが該当になりますので、農地法と並行して手続きが進んでいることを確認しております。

以上でございます。

○委員 はい、ありがとうございます。一応進行しているという事で。はい。

○議長 ほかに、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、併議ですので、一括して採決をとります。

議案第2号の番号1番につきまして、許可相当と意見を付して進達すること、また、議案第4号の番号1番、番号2番につきましては、変更承認相当と意見を付して進達することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、議案第2号の番号1番につきましては、許可相当と意見を付して進達すべきものと決定し、また、議案第4号の番号1番、番号2番につきましては、変更承認相当と意見を付して、進達することといたします。

続きまして、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、番号4番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号4番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号4番は、売買により宅地として利用するための申請です。図面は44ページに示しています。

申請地の農地区分は、公共施設から300メートル以内の範囲にあり、第3種農地と考えられます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺には農地がございません。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題ないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決

定いたします。

続きまして、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、番号5番～番号7番朗読

○議長 事務局の説明が終わりましたので、春日地域委員会からの確認報告ですが、番号6番、番号7番につきましては同一のため併議という形で取扱いをさせていただきますので、お願いいたします。

それでは、春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号5番から番号7番までを、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

まず、番号5番は、売買によって取得し一般住宅、露天駐車場として利用するための申請です。図面は、45ページに示しております。

農地区分につきましては、上下水管が埋設している道路の沿道にあって、500メートル以内に公共施設と医療施設がありますので、第3種農地と考えております。

それから道路沿いに用水路がありますが、周辺農地の耕作者の方と話し合いをされて、影響がないように水路から田への水路の引き込みを変更するなど考えておられます。

それから隣接所有者、地元等の同意も得られており、周辺農地の営農への支障はないと思われます。

また、転用面積は必要最小限のもので、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号6番、番号7番も、売買によって取得し一般住宅、露天駐車場として利用するための申請でございます。図面は、同じく45ページに示しております。

申請地の農地区分は、番号6番につきましては、街区の面積に占める宅地面積の割合が40パーセントを超えているために、第3種農地ということでございます。

それから道路側です。番号7番につきましては、上下水管が埋設されている道路の沿道にあり、500メートル以内に公共施設と医療機関があるため、第3種農地と判断されると考えられます。

隣接所有者、地元等の同意も得られており、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積はやや広めでございますが、必要最小限であると確認しております。農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、許可相当と意見を付して、進達することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号6番、番号7番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番、番号7番について、許可相当と意見を付して、進達することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番、番号7番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続きまして、農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、使用貸借権設定、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明をさせていただきます。

番号1番につきましては、申請者である借受人が祖父との間で使用貸借権を設定して、一般住宅、露天駐車場として利用するための申請でございます。図面は45ページに示しております。

申請地の農地区分は、上下水管が埋設されている道路の沿道にあつて、500メートル以内に公共施設と医療機関があるため、第3種農地と判断されるところと考えられます。

隣接所有者、地元等の同意も得られており、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを、確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

○委員 ちょっとお聞きするんですけど、この借受人と貸出人の関係は。

○委員 祖父と孫です。

○委員 はい。

○議長 よろしいですか。

ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

休憩を取ります。

(休憩)

(再開)

○議長 会議を再開します。

～ 議案第 3 号 番号 1 番～番号 3 番、番号 5 番～番号 8 番 ～

○議長 議案第 3 号、非農地証明願承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第 3 号、番号 1 番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号 1 番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号 1 番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は 49 ページに示しています。

8 月 15 日に現地を確認したところ、山林となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても、特段に影響はないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和 63 年頃からで、地元自治会長、隣接者の証明もあり、平成 31 年 3 月 29 日付け、非農地判断についての 3 の (2) のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号 1 番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号 1 番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号 1 番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

続きまして、氷上地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第 3 号、番号 2 番、番号 3 番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号 2 番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号 2 番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は 50 ページに示しています。

8 月 19 日に確認したところ、現地は、一筆は庭、もう一筆は露天駐車場となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の現状から見て非農地と判断しても、特段影響はないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和 48 年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成 31 年 3 月 29 日付け、非農地判断についての 3 の (2) のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号 3 番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号3番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は51ページに示しています。

8月19日に確認したところ、現地はプレハブハウスとなっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和60年頃からで、地元自治会長、隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題がないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

続きまして、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号5番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号5番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号5番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は52ページに示しています。

8月14日に確認したところ、現地は山林になっており農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和48年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

続きまして、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号6番、番号7番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号6番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号6番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は53ページに示しておるとおりでございます。

8月15日に、春日地域委員会として確認いたしましたところ、現地は車庫・物置となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和48年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号7番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号7番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は54ページに示しております。

8月15日、春日地域委員会にて確認したところ、現地は住宅・物置・野外トイレ・庭など、住宅の一部になっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても、特段に影響がないと考えます。

また、農地でなくなった時期は、平成6年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としましては、証明することに問題はないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号7番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

続きまして、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号8番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号8番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号 8 番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は 30 ページに示しております。

先ほど、第 3 条の申請で説明しました所の一部、非農地になっている分でございます。

8 月 13 日に、地域委員会で確認いたしましたところ、現地は山林となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成 15 年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成 31 年 3 月 29 日付け、非農地判断についての 3 の (2) のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号 8 番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号 8 番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号 8 番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

## ～ 議案第 5 号 番号 1 番 ～

○議長 議案第 5 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認についてを議案といたします。  
事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第 5 号、番号 1 番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号 1 番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号 1 番は、相続税の納税猶予を受けるための申請です。図面は 59、60 ページに示しています。

8 月 15 日に現地を確認したところ、全ての農地について、水稻の作付がされており、管理は良好でありました。

地域委員会としては、納税猶予を受けることに、特に問題はないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号 1 番について、質問、意見等はございませんか。

〇〇委員。

○委員 この納税猶予に対する要件があると思うのですがけれども、その辺について分かる範囲で説明いただけたらありがたいと思います。

○議長 そしたら事務局。

○事務局 失礼いたします。事務局でございます。

まず、こちらの制度でございますが、農地を農業目的に使用している限りにおいては、到底実現しない高い評価額で、相続で課税されてしまうと、農業を継続したくても相続税を払うた

めに農地を売却せざるを得ないという状態が生じるということから、農業経営を自ら継続する相続人に対して、税制面から支援をするということで、所得税の納税猶予の制度があるという事です。創設は昭和50年ということになっています。

従来の納税猶予制度は、相続人自らが農業の用に供する場合のみ対象ということで、お亡くなりになった親の農地を、相続人が自ら耕作する場合のみが対象でございましたが、農地の効率的な利用を促進するという事で、農地中間管理機構を通じた貸借を行っている場合は特定貸付といいまして、この場合であっても、適用が可能ということで、これまでは自分で耕作しないと対象にならなかったけれども、特定貸付で農地中間管理機構を通じて、担い手に貸している農地、担い手が耕作している農地でも猶予の制度を受けられるということに変わったということでございます。これは平成21年の改正でございます。

あと、猶予額のイメージでございますけども、本来の税額はいわゆる相当高い額、年によって違いますけれども、税額が高い所につきましては相当な額になります。そこから、農業公示価格による相続税額ということで、農地等が恒久的に農業により供される土地として、自由な取引がされるところに成立すると認められる価格として国税局長が決定した価格。通常されるような取り引きがあったとしたら10アール当たりこれくらいかなというようなところを、国税局が決める。資料によりますと、10アール当たり20万円から90万円の範囲内で決められるということでございます。

で、本来の価格から、国税局が決めたその税額、その差額ですね。その部分について、納税を猶予するという、そういうものです。

あと期間ですけど、正確には覚えていませんが、20年間耕作をしなければならないという規定があったと記憶しております。

以上でございます。

○委員 猶予については、相談に行ける場所は、税務署へ行って相談したらいいのですか。

○事務局 相談窓口は税務署でございます。

○議長 よろしいですか。

はい、〇〇委員。

○委員 猶予期間が20年間とおっしゃったのですけど、相続人が61歳やから81歳になられるのですけど、その頃まで農業ができるかどうかということで、その方が後継者に引き継ぐ形になるのでしょうか。もしその人が後継者というか、担い手がない場合はどうなるのか。その辺り、どうなのでしょう。

○議長 再度お願いします。

○事務局 失礼いたします。事務局でございます。

先ほども御説明をしましたが、特定貸付においても制度は有効ということでございますので、相続人が営農困難な状況に陥った場合には、それなりの理由がある場合には、耕作者変更というのが可能であるとなっております。耕作困難な理由について、届出をして特定貸付をして、引き続き適用を受けるということは可能であろうと考えております。

以上でございます。

○議長 よろしいですか。

○委員 分かりました。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんか。

納税猶予に関するいろんな質問があろうかと思いますが、またいろんな機会に学習していただいてということで。ほかに質問、意見等はありませんでしょうか。

ないようでしたら、採決をとります。

議案第5号の番号1番につきまして、納税猶予に関する適格者証明書につきまして、発行をするということで、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、それでは、議案第5号の番号1番につきましては、適格者証明書を発行するということといたします。

## ～ 議案第6号 ～

○議長 議案第6号、農用地利用集積等促進計画に係る意見について、別冊を御覧ください。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第6号朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号1番から番号7番まで、8月19日の氷上地域委員会において確認をいたしました。

全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 続きまして、春日地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号8番から番号13番まで、8月15日の春日地域委員会において確認をしました。

全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 続きまして、市島地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号14番から番号19番まで、8月13日の市島地域委員会において確認しましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 各地域委員会から確認報告をいただきました。

質問、意見等ありませんでしょうか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

氷上、春日、市島地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとして、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、議案第6号、農用地利用集積等地域計画に係る意見について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

## ～ 報告第1号 ～

○議長 報告第1号、農地の一時利用届について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第1号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から補足することはございませんか。

○委員 届出者は、観光栗園をされておりまして、お客様の車を止めたいということで、一時利用届をされております。

○議長 補足説明が終わりました。

質問等はございませんでしょうか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第1号、農地の一時利用届について、御承知おきください。

## ～ 報告第2号 ～

○議長 報告第2号、農地の形状変更届について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第2号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から、補足することはございませんか。

○委員 議席番号〇番の〇〇が補足させていただきます。

図面は24ページに示しております。

農道からすぐ入れる、ほ場整備の田でございますが、入り口付近が大分前から湿田のような状態で耕作できないということで、この辺の地盤とかの土を入替えという届出でございます。そのような状況で形状変更の届出がありました。

○議長 補足説明が終わりました。

質問等はございませんでしょうか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第2号、農地の形状変更届について、御承知おきください。

## ～ 報告第3号 ～

○議長 報告第3号、農地法施行規則該当転用届について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第3号、番号3番、番号5番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

各地域委員会から、補足することがありましたら、お願いいたします。

○委員 それでは山南の件ですが、田の隅でありますけれども、69ページにあるように、農業用物置と休憩所、これを作りたいということでもあります。

○議長 市島地域委員会から。

○委員 この後継者の父親の時代に、届出をせずに農業用倉庫を設置したということで、今回届出をされておりまして、始末書が添付されております。

一部を紹介しますと、上記農地で農地法による届出をせず、農業用施設として利用し、多大な御迷惑をおかけしました。今後このようなことがないようにいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長 質問等は、ございませんでしょうか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようで、報告第3号、農地法施行規則該当転用届について、御承知おきください。

## ～ 報告第4号 ～

○議長 報告第4号、農業経営改善計画の認定について、別冊を御覧ください。

事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第4号、番号1番、番号2番朗読

○議長 事務局から説明が終わりました。

質問等はございませんでしょうか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第4号、農業経営改善計画の認定について、御承知おきください。

本日予定しておりました議事につきましては、全て終了しました。

この際、何か質問、意見等ございませんか。

ないようでしたら、事務局。

○事務局 失礼いたします。事務局でございます。

先ほど納税猶予のところで申しあげました、営農経営20年以上しなければならないと申し出ておりますが、答弁の補足をさせてください。平成30年9月1日以前に納税猶予の適用を受けておられる相続人については、20年の営農継続が条件となっております。それ以降は農業相続人の死亡した場合に猶予が確定となりますので、分かりやすく言うと、お亡くなりになるまで農地として利用していただく必要があるということです。

途中で何かことがあってできない、できなくなった場合には、特定貸付が営農困難時の貸付という項目がありまして、それに該当すれば、他者への貸付が可能ということで、猶予が継続するということになります。窓口ですけど、これは税務署という事になります。

細かい話になりますけれども、所有農地の20パーセント以上を転用とか譲渡ということになりますと、すぐさま特例の適用はストップすることになります。

ともかく、この適用を受けたからには、生涯耕作し続けるという事が要件になります。これが先ほどの猶予の関係の答弁の補足になります。

(事務連絡)

○議長 それでは今、事務局からありましたように、農業施策検討委員会を開催しますので該当の委員さんはよろしくお願いします。

もう既に稲刈り等始まっているかと思いますが、暑い中体調には十分気を付けて事故のない

ようをお願いします。

それでは、本日の会議はこれで終わります。ありがとうございました。

会議の顛末に相違ないことを認め、署名いたします。

令和 7 年 8 月 2 5 日

議 長 ㊟

議事録署名委員（1 6 番委員） ㊟

議事録署名委員（1 8 番委員） ㊟